

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業生産性向上促進事業費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費4,309,125千円 ①目的 中小企業を取り巻く環境は物価高騰、深刻な人手不足など、依然として厳しい状況が続いている。そうした中、生産性向上に向けた取組を支援し、「稼ぐ力」の安定・強化を図ることで、その利益を原資とした賃上げによる成長と分配の好循環を生み出し、持続的な県経済の実現を目指す。 ②生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備導入等 ③(積算)No.6とNo.17とNo.29の合算 補助金@3,000千円×1,350件≒4,000,000千円 フォローアップ 11,892千円 委託費 279,855千円 委託費内訳 補助金交付事務委託費用 235,000千円 (積算内訳 人件費、117,301千円、賃料等事務所設置費用 58,356千円、診断士報酬、6,000千円、広報5,000千円、その他 48,343千円) 売上高報告事務委託費用 7,672千円 電子申請フォーム作成委託費用 37,183千円 事務費 17,380千円 事務費内訳 非常勤職員雇用に関する費用 12,972千円 その他(複写費、消耗品費、郵便料等) 4,408千円 合計 4,309,127千円 (財源) 臨時交付金(国R7予備費分) 4,309,056千円 臨時交付金(国R6補正分) 1千円 労働保険料立替収入 70千円 ④事業主体 県内に事業所を構える中小企業者等	R7.4	R8.3
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	事業承継事業費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費49,998千円 ①物価高騰や深刻な人手不足など厳しい事業環境を乗り越えるために行われる第三者等への事業承継を促進するために、譲渡者において常時使用していた従業員の雇用の維持や事業承継に係る費用を補助し、廃業等による経営資源の喪失防止を図る。 ②譲渡者において常時使用していた従業員を事業承継後も引き続き県内で雇用する場合の従業員の人件費(基本給)を補助する。また、認定支援機関、税理士等の国家資格の有資格者やM&A支援機関などの専門家等と連携して事業承継に取り組む際に係るDD費用や株価算定などの費用を補助する。 〈専門家との連携する対象経費例〉 ・FA・仲介費用、企業価値・株価算定費用、DD費用、契約書作成費用等 ・親族承継を目的とした株価算定に係る取組 ③負担割合 県1/2(小規模事業者は2/3) (積算)No.7とNo.18とNo.30の合算 補助上限額1,000千円×48件＝48,000千円(第三者承継) 補助上限額 200千円×10件＝ 2,000千円(親族承継) ④中小企業者 事業承継に係る譲受者(買い手支援)、譲渡者(売り手支援)	R7.4	R8.3
8	③消費下支え等を通じた生活者支援	商店街等活性化促進事業費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費96,075千円 ①目的: 地域コミュニティの核として重要な役割を果たしている商店街の活性化と物価高騰の影響を受けている県民の消費の下支えによる負担の軽減を図るため、商店街が実施する商品券発行事業に対して補助する。 ①効果: 商店街等が実施する商品券発行事業の支援を通じて、商店街等に事業効果の持続性に向けた取組の実施を促すことで、商店街の活性化が図られる。 ②商品券の割増し分、発行に係る印刷費、広告宣伝費 ③No.8とNo.19とNo.31の合算 【単独商店街】 (1) 小規模商店街(＝補助率2／3) 平均補助額: 951 千円×補助件数見込: 7件 ＝ 6,657 千円 (2) 小規模商店街以外(＝補助率1／2) 平均補助額: 1,332 千円×補助件数見込: 12 件 ＝ 15,984 千円 【複数商店街】 (3) 小規模商店街(＝補助率2／3) 平均補助額: 3,461 千円×補助件数見込: 17 件 ＝ 58,837 千円 (4) 小規模商店街を含まない複数商店街(＝補助率1／2) 平均補助額: 2,630 千円×補助件数見込: 4件 ＝ 10,520 千円 【その他】 (5)事務費: 4,079千円 (その他特財(労働保険料立替収入): 18千円充当) ④商店街団体等	R7.4	R8.2
12	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	信用保証事業費補助(原油高騰対応分)(国R6補正分)	①物価高騰の影響(米国関税措置の影響を含む)を受ける中小企業に対して「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料の補助を行う。 ②保証料引き下げに要する経費等 ③融資規模260億円×保証料率3.1625% うち、一般財源614,937千円(令和6年度実施計画計上分622,250千円) ④中小企業等(神奈川県信用保証協会を通じた間接補助)	R7.4	R8.3
13	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小製造業等特別高圧受電者支援事業(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費179,998千円 ①目的 物価高騰に対応するため、国の支援の対象外となっている特別高圧で受電する事業者のうち、価格転嫁等の面で特に困難な状況にある「中小企業」であり、かつ、他業種と比較して電気代高騰の影響を特に強く受けている「製造業」及び「倉庫業」の事業者に対して、県が独自の支援を継続する。更に、電気代高騰が長期化していることから、「中小企業」である「商業施設やオフィスビル等その他の事業者(テナント含む)」に対しても支援を継続する。 効果 特別高圧を受電する中小企業者に対して、負担軽減を図る。 ②特別高圧を受電する中小企業者に対して、対象期間中の電力使用量に応じた支援金、商業施設等においては一律の支援金を支払う。 ③(積算)No.13とNo.23とNo.35の合算 支援額165,000千円(1,600千円×50社(7～9月分)、50千円×1,700社)、事務費15,000千円 ④価格転嫁等の面で特に困難な状況にある「中小企業」であり、かつ、他業種と比較して電気代高騰の影響を特に強く受けている「製造業」及び「倉庫業」の事業者、電気代高騰が長期化していることから「中小企業」である「商業施設やオフィスビル等その他の事業者(テナント含む)」	R7.6	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス物価高騰対応(令和7年度・国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費2,273,046千円 ①目的 ・物価高騰(LPガス料金の高騰)による一般消費者等の負担を軽減するため、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援金を支給する。 ②経費内容 ・事業者支援金、事務委託料、会計年度職員報酬等 ③積算根拠 No.14とNo.15とNo.36の合算 ・事業者支援金 2,253,000千円(値引支援額1,710円×125万世帯、事業者経費770事業者×15万円) ・事務委託料 12,178千円 ・事務費 7,870千円(会計年度任用職員報酬、旅費、共済費等) (その他:労働保険料立替収入 29千円(一般財源)) ④事業の対象 ・県内LPガス利用世帯(LPガス販売事業者を通じた支援)	R7.9	R8.2
15	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス物価高騰対応(令和7年度・国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 ・物価高騰(LPガス料金の高騰)による一般消費者等の負担を軽減するため、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援金を支給する。 ②経費内容 ・事業者支援金、事務委託料、会計年度職員報酬等 ③積算根拠 No.14とNo.15とNo.36の合算 ・事業者支援金 2,253,000千円(値引支援額1,710円×125万世帯、事業者経費770事業者×15万円) ・事務委託料 12,178千円 ・事務費 7,870千円(会計年度任用職員報酬、旅費、共済費等) (その他:労働保険料立替収入 29千円(一般財源)) ④事業の対象 ・県内LPガス利用世帯(LPガス販売事業者を通じた支援)	R7.9	R8.2
16	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対応(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費55,622千円 ①物価高騰の影響により負担増となっている電気代において、公定価格のため医療費に転嫁できない特別高圧を受電する医療機関等を支援する。 ②電気代の物価上昇相当分支援金(報償費) ③【支援金】 55,624千円 ○電気代6,953床／8,000円 ④特別高圧を受電する医療機関等	R7.7	R7.11
17	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業生産性向上促進事業費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 中小企業を取り巻く環境は物価高騰、深刻な人手不足など、依然として厳しい状況が続いている。そうした中、生産性向上に向けた取組を支援し、「稼ぐ力」の安定・強化を図ることで、その利益を原資とした賃上げによる成長と分配の好循環を生み出し、持続的な県経済の実現を目指す。 ②生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備導入等 ③(積算)No.6とNo.17とNo.29の合算 補助金@3,000千円×1,350件＝4,000,000千円 フォローアップ 11,892千円 委託費 279,855千円 委託費内訳 補助金交付事務委託費用 235,000千円 (積算内訳 人件費、117,301千円、賃料等事務所設置費用 58,356千円、診断士報酬、6,000千円、広報5,000千円、その他 48,343千円) 売上高報告事務委託費用 7,672千円 電子申請フォーム作成委託費用 37,183千円 事務費 17,380千円 事務費内訳 非常勤職員雇用に関する費用 12,972千円 その他(複写費、消耗品費、郵便料等) 4,408千円 合計 4,309,127千円 (財源) 臨時交付金(国R7予備費分) 4,309,056千円 臨時交付金(国R6補正分) 1千円 労働保険料立替収入 70千円 ④事業主体 県内に事業所を構える中小企業者等	R7.4	R8.3
18	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	事業承継事業費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①物価高騰や深刻な人手不足など厳しい事業環境を乗り越えるために行われる第三者等への事業承継を促進するために、譲渡者において常時使用していた従業員の雇用の維持や事業承継に係る費用を補助し、廃業等による経営資源の喪失防止を図る。 ②譲渡者において常時使用していた従業員を事業承継後も引き続き県内で雇用する場合の従業員の人件費(基本給)を補助する。また、認定支援機関、税理士等の国家資格の有資格者やM&A支援機関などの専門家等と連携して事業承継に取り組む際に係るDD費用や株価算定などの費用を補助する。 〈専門家との連携する対象経費例〉 ・FA・仲介費用、企業価値・株価算定費用、DD費用、契約書作成費用等 ・親族承継を目的とした株価算定に係る取組 ③負担割合 県1/2(小規模事業者は2/3) (積算)No.7とNo.18とNo.30の合算 補助上限額1,000千円×48件＝48,000千円(第三者承継) 補助上限額 200千円×10件＝2,000千円(親族承継) ④中小企業者 事業承継に係る譲受者(買い手支援)、譲渡者(売り手支援)	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
19	③消費下支え等を通じた生活者支援	商店街等活性化促進事業費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的:地域コミュニティの核として重要な役割を果たしている商店街の活性化と物価高騰の影響を受けている県民の消費の下支えによる負担の軽減を図るため、商店街が実施する商品券発行事業に対して補助する。 ①効果:商店街等が実施する商品券発行事業の支援を通じて、商店街等に事業効果の持続性に向けた取組の実施を促すことで、商店街の活性化が図られる。 ②商品券の割増し分、発行に係る印刷費、広告宣伝費 ③No.8とNo.19とNo.31の合算 【単独商店街】 (1)小規模商店街(＝補助率2／3) 平均補助額:951千円×補助件数見込:7件＝6,657千円 (2)小規模商店街以外(＝補助率1／2) 平均補助額:1,332千円×補助件数見込:12件＝15,984千円 【複数商店街】 (3)小規模商店街(＝補助率2／3) 平均補助額:3,461千円×補助件数見込:17件＝58,837千円 (4)小規模商店街を含まない複数商店街(＝補助率1／2) 平均補助額:2,630千円×補助件数見込:4件＝10,520千円 【その他】 (5)事務費:4,079千円 (その他特財(労働保険料立替収入):18千円充当) ④商店街団体等	R7.4	R8.2
23	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小製造業等特別高圧受電者支援事業(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 物価高騰に対応するため、国の支援の対象外となっている特別高圧で受電する事業者のうち、価格転嫁等の面で特に困難な状況にある「中小企業」であり、かつ、他業種と比較して電気代高騰の影響を特に強く受けている「製造業」及び「倉庫業」の事業者に対して、県が独自の支援を継続する。更に、電気代高騰が長期化していることから、「中小企業」である「商業施設やオフィスビル等その他の事業者(テナント含む)」に対しても支援を継続する。 効果 特別高圧を受電する中小企業者に対して、負担軽減を図る。 ②特別高圧を受電する中小企業者に対して、対象期間中の電力使用量に応じた支援金、商業施設等においては一律の支援金を支払う。 ③(積算)No.13とNo.23とNo.35の合算 支援額165,000千円(1,600千円×50社(7～9月分)、50千円×1,700社)、事務費15,000千円 ④価格転嫁等の面で特に困難な状況にある「中小企業」であり、かつ、他業種と比較して電気代高騰の影響を特に強く受けている「製造業」及び「倉庫業」の事業者、電気代高騰が長期化していることから「中小企業」である「商業施設やオフィスビル等その他の事業者(テナント含む)」	R7.6	R8.3
24	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対応(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①物価高騰の影響により負担増となっている電気代において、公定価格のため医療費に転嫁できない特別高圧を受電する医療機関等を支援する。 ②電気代の物価上昇相当分支援金(報償費) ③【支援金】55,624千円 ○電気代6,953床／8,000円 ④特別高圧を受電する医療機関等	R7.7	R7.11
25	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	病院経営緊急支援事業(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①令和6年度の診療報酬改定後も、物価高騰等の影響により深刻な経営危機に直面している病院に対して緊急的な支援を行う。 ②ア、イ:診療報酬に上乗せされる『地域加算』と消費者物価地域差指数との差額相当分支援金(報償費) ウ:県に相談のあった病院に対する、経営改善に係る経営コンサルタントの派遣支援(委託費) ③(積算)No.25とNo.26とNo.38の合算 【支援金】2,674,330千円 ア42,960床／60,000円 イ9,673床／10,000円 ウ【委託費】7,200千円 (1)簡易相談1回／50,000円 (2)経営診断・改善案提供1病院／200,000円/想定11病院 ④ ア輪番、小児輪番、横浜市の二次救急拠点病院等に参加している病院 イ精神救急病院 ウ県内病院	R7.10	R8.3
26	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	病院経営緊急支援事業(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費2,681,528千円 ①令和6年度の診療報酬改定後も、物価高騰等の影響により深刻な経営危機に直面している病院に対して緊急的な支援を行う。 ②ア、イ:診療報酬に上乗せされる『地域加算』と消費者物価地域差指数との差額相当分支援金(報償費) ウ:県に相談のあった病院に対する、経営改善に係る経営コンサルタントの派遣支援(委託費) ③(積算)No.25とNo.26とNo.38の合算 【支援金】2,674,330千円 ア42,960床／60,000円 イ9,673床／10,000円 ウ【委託費】7,200千円 (1)簡易相談1回／50,000円 (2)経営診断・改善案提供1病院／200,000円/想定11病院 ④ ア輪番、小児輪番、横浜市の二次救急拠点病院等に参加している病院 イ精神救急病院 ウ県内病院	R7.10	R8.3
27	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	信用保証事業費補助(原油高騰対応分・下半期)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①物価高騰の影響(米関関税措置の影響を含む)を受ける中小企業に対して「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料の補助を行う。 ②保証料引き下げに要する経費等 ③融資規模446億円×保証料率2.090044843% ④中小企業等(神奈川県信用保証協会を通じた間接補助)	R7.10	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 全体事業費の内、R7予備費分対象事業費932,158千円 ①物価高騰の影響(米国関税措置の影響を含む)を受ける中小企業に対して「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料の補助を行う。 ②保証料引き下げに要する経費等 ③融資規模446億円×保証料率2.090044843% ④中小企業等(神奈川県信用保証協会を通じた間接補助)	事業始期	事業終期
28	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	信用保証事業費補助(原油高騰対応分・下半期)(国R7予備費分)		R7.10	R8.3
29	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業生産性向上促進事業費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費1千円 ①目的 中小企業を取り巻く環境は物価高騰、深刻な人手不足など、依然として厳しい状況が続いている。そうした中、生産性向上に向けた取組を支援し、「稼ぐ力」の安定・強化を図ることで、その利益を原資とした賃上げによる成長と分配の好循環を生み出し、持続的な県経済の実現を目指す。 ②生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備導入等 ③(積算)No.6とNo.17とNo.29の合算 補助金@3,000千円×1,350件=4,000,000千円 フォローアップ 11,892千円 委託費 279,855千円 委託費内訳 補助金交付事務委託費用 235,000千円 (積算内訳 人件費、117,301千円、賃料等事務所設置費用 58,356千円、診断士報酬、6,000千円、広報5,000千円、その他 48,343千円) 売上高報告事務委託費用 7,672千円 電子申請フォーム作成委託費用 37,183千円 事務費 17,380千円 事務費内訳 非常勤職員雇用に関する費用 12,972千円 その他(複写費、消耗品費、郵便料等) 4,408千円 合計 4,309,127千円 (財源) 臨時交付金(国R7予備費分) 4,309,056千円 臨時交付金(国R6補正分) 1千円 労働保険料立替収入 70千円 ④事業主体 県内に事業所を構える中小企業者等	R7.4	R8.4以降
30	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	事業承継事業費補助(国R7補正費分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費1千円 ①物価高騰や深刻な人手不足など厳しい事業環境を乗り越えるために行われる第三者等への事業承継を促進するために、譲渡者において常時使用していた従業員の雇用の維持や事業承継に係る費用を補助し、廃業等による経営資源の喪失防止を図る。 ②譲渡者において常時使用していた従業員を事業承継後も引き続き県内で雇用する場合の従業員の人件費(基本給)を補助する。また、認定支援機関、税理士等の国家資格の有資格者やM&A支援機関などの専門家等と連携して事業承継に取り組む際に係るDD費用や株価算定などの費用を補助する。 〈専門家との連携する対象経費例〉 ・FA・仲介費用、企業価値・株価算定費用、DD費用、契約書作成費用等 ・親族承継を目的とした株価算定に係る取組 ③負担割合 県1/2(小規模事業者は2/3) (積算)No.7とNo.18とNo.30の合算 補助上限額1,000千円×48件=48,000千円(第三者承継) 補助上限額 200千円×10件= 2,000千円(親族承継) ④中小企業者 事業承継に係る譲受者(買い手支援)、譲渡者(売り手支援)	R7.4	R8.4以降
31	④消費下支え等を通じた生活者支援	商店街等活性化促進事業費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費1千円 ①目的 地域コミュニティの核として重要な役割を果たしている商店街の活性化と物価高騰の影響を受けている県民の消費の下支えによる負担の軽減を図るため、商店街が実施する商品券発行事業に対して補助する。 ①効果 商店街等が実施する商品券発行事業の支援を通じて、商店街等に事業効果の持続性に向けた取組の実施を促すことで、商店街の活性化が図られる。 ②商品券の割増し分、発行に係る印刷費、広告宣伝費 ③No.8とNo.19とNo.31の合算 【単独商店街】 (1)小規模商店街(=補助率2/3) 平均補助額:951 千円×補助件数見込:7件 = 6,657 千円 (2)小規模商店街以外(=補助率1/2) 平均補助額:1,332 千円×補助件数見込:12 件 = 15,984 千円 【複数商店街】 (3)小規模商店街(=補助率2/3) 平均補助額:3,461 千円×補助件数見込:17 件 = 58,837 千円 (4)小規模商店街を含まない複数商店街(=補助率1/2) 平均補助額:2,630 千円×補助件数見込:4件 = 10,520 千円 【その他】 (5)事務費:4,079千円 (その他特財(労働保険料立替収入):18千円充当) ④商店街団体等	R7.4	R8.4以降
35	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小製造業等特別高圧受電者支援事業(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費1千円 ①目的 物価高騰に対応するため、国の支援の対象外となっている特別高圧で受電する事業者のうち、価格転嫁等の面で特に困難な状況にある「中小企業」であり、かつ、他業種と比較して電気代高騰の影響を特に強く受けている「製造業」及び「倉庫業」の事業者に対して、県が独自の支援を継続する。更に、電気代高騰が長期化していることから、「中小企業」である「商業施設やオフィスビル等その他の事業者(テナント含む)」に対しても支援を継続する。 効果 特別高圧を受電する中小企業者に対して、負担軽減を図る。 ②特別高圧を受電する中小企業者に対して、対象期間中の電力使用量に応じた支援金、商業施設等においては一律の支援金を支払う。 ③(積算)No.13とNo.23とNo.35の合算 支援額165,000千円(1,600千円×50社(7～9月分)、50千円×1,700社)、事務費15,000千円 ④価格転嫁等の面で特に困難な状況にある「中小企業」であり、かつ、他業種と比較して電気代高騰の影響を特に強く受けている「製造業」及び「倉庫業」の事業者、電気代高騰が長期化していることから「中小企業」である「商業施設やオフィスビル等その他の事業者(テナント含む)」	R7.6	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
36	④消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス物価高騰対応(令和7年度・国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費1千円 ①目的 ・物価高騰(LPガス料金の高騰)による一般消費者等の負担を軽減するため、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援金を支給する。 ②経費内容 ・事業者支援金、事務委託料、会計年度職員報酬等 ③積算根拠 No.14とNo.15とNo.36の合算 ・事業者支援金 2,253,000千円(値引支援額1,710円×125万世帯、事業者経費770事業者×15万円) ・事務委託料 12,178千円 ・事務費 7,870千円(会計年度任用職員報酬、旅費、共済費等) (その他:労働保険料立替収入 29千円(一般財源)) ④事業の対象 ・県内LPガス利用世帯(LPガス販売事業者を通じた支援)	R7.9	R8.4以降
37	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対応(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費1千円 ①物価高騰の影響により負担増となっている電気代において、公定価格のため医療費に転嫁できない特別高圧を受電する医療機関等を支援する。 ②電気代の物価上昇相当分支援金(報償費) ③【支援金】55,624千円 ○電気代6,953床／8,000円 ④特別高圧を受電する医療機関等	R7.7	R8.4以降
38	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	病院経営緊急支援事業(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費1千円 ①令和6年度の診療報酬改定後も、物価高騰等の影響により深刻な経営危機に直面している病院に対して緊急的な支援を行う。 ②ア、イ:診療報酬に上乘せされる『地域加算』と消費者物価地域差指数との差額相当分支援金(報償費) ウ:県に相談のあった病院に対する、経営改善に係る経営コンサルタントの派遣支援(委託費) ③(積算)No.25とNo.26とNo.38の合算 【支援金】2,674,330千円 ア42,960床／60,000円 イ9,673床／10,000円 ウ【委託費】7,200千円 (1)簡易相談1回／50,000円 (2)経営診断・改善案提供1病院／200,000円/想定11病院 ④ ア輪番、小児輪番、横浜市の二次救急拠点病院等に参加している病院 イ精神救急病院 ウ県内病院	R7.10	R8.4以降
39	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	信用保証事業費補助(原油高騰対応分・下半期)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費1千円 ①物価高騰の影響(米関税措置の影響を含む)を受ける中小企業に対して「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料の補助を行う。 ②保証料引き下げに要する経費等 ③融資規模446億円×保証料率2.090044843% ④中小企業等(神奈川県信用保証協会を通じた間接補助)	R7.10	R8.4以降
40	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス物価高騰対応費(第8期)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 ・物価高騰(LPガス料金の高騰)による一般消費者等の負担を軽減するため、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援金を支給する。 ②経費内容 ・事業者支援金、事務委託料、会計年度職員報酬等 ③積算根拠 (No.40とNo.41とNo.42の合算) ・事業者支援金 2,253,000千円(値引支援額1,710円×125万世帯、事業者経費770事業者×15万円) ・事務委託料 13,216千円 ・事務費 8,287千円(会計年度任用職員報酬、旅費、共済費等) (その他:労働保険料立替収入 48千円(一般財源)) ④事業の対象 ・県内LPガス利用世帯(LPガス販売事業者を通じた支援)	R8.2	R8.3
41	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス物価高騰対応費(第8期)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 ・物価高騰(LPガス料金の高騰)による一般消費者等の負担を軽減するため、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援金を支給する。 ②経費内容 ・事業者支援金、事務委託料、会計年度職員報酬等 ③積算根拠 (No.40とNo.41とNo.42の合算) ・事業者支援金 2,253,000千円(値引支援額1,710円×125万世帯、事業者経費770事業者×15万円) ・事務委託料 13,216千円 ・事務費 8,287千円(会計年度任用職員報酬、旅費、共済費等) (その他:労働保険料立替収入 48千円(一般財源)) ④事業の対象 ・県内LPガス利用世帯(LPガス販売事業者を通じた支援)	R8.2	R8.3
42	④消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス物価高騰対応費(第8期)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費2,274,453千円 ①目的 ・物価高騰(LPガス料金の高騰)による一般消費者等の負担を軽減するため、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援金を支給する。 ②経費内容 ・事業者支援金、事務委託料、会計年度職員報酬等 ③積算根拠 (No.40とNo.41とNo.42の合算) ・事業者支援金 2,253,000千円(値引支援額1,710円×125万世帯、事業者経費770事業者×15万円) ・事務委託料 13,216千円 ・事務費 8,287千円(会計年度任用職員報酬、旅費、共済費等) (その他:労働保険料立替収入 48千円(一般財源)) ④事業の対象 ・県内LPガス利用世帯(LPガス販売事業者を通じた支援)	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
43	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	きのこ生産者物価高騰対応費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 原油価格・物価高騰等に直面するきのこ生産者に対し、燃料費負担の増加分に対して補助を行うことにより、事業の円滑な実施を図る。 ②経費内容 きのこ生産に係る燃料費の負担増加に対する経費 ③積算根拠 No.43とNo.44とNo.45の合算 427千円 ÷ 2,100L × 14 生産者 × 29.0 円／L × 1／2 (・2,100L…要望調査による1生産者当たりの燃油想定使用量平均(R8.1～R8.3 の3か月計) ・14 生産者…要望調査による回答数 ・29.0円/L…R7.11単価-R3.9単価) ④事業の対象 県内きのこ生産者	R7.12	R8.3
44	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	きのこ生産者物価高騰対応費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 原油価格・物価高騰等に直面するきのこ生産者に対し、燃料費負担の増加分に対して補助を行うことにより、事業の円滑な実施を図る。 ②経費内容 きのこ生産に係る燃料費の負担増加に対する経費 ③積算根拠 No.43とNo.44とNo.45の合算 427千円 ÷ 2,100L × 14 生産者 × 29.0 円／L × 1／2 (・2,100L…要望調査による1生産者当たりの燃油想定使用量平均(R8.1～R8.3 の3か月計) ・14 生産者…要望調査による回答数 ・29.0円/L…R7.11単価-R3.9単価) ④事業の対象 県内きのこ生産者	R7.12	R8.3
45	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	きのこ生産者物価高騰対応費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費425千円 ①目的 原油価格・物価高騰等に直面するきのこ生産者に対し、燃料費負担の増加分に対して補助を行うことにより、事業の円滑な実施を図る。 ②経費内容 きのこ生産に係る燃料費の負担増加に対する経費 ③積算根拠 No.43とNo.44とNo.45の合算 427千円 ÷ 2,100L × 14 生産者 × 29.0 円／L × 1／2 (・2,100L…要望調査による1生産者当たりの燃油想定使用量平均(R8.1～R8.3 の3か月計) ・14 生産者…要望調査による回答数 ・29.0円/L…R7.11単価-R3.9単価) ④事業の対象 県内きのこ生産者	R7.12	R8.4以降
46	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産業物価高騰対応費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 飼料価格高騰に対する緊急的な支援を行う。 ②経費内容 (1)配合飼料価格高騰に対する支援 254,590千円 (2)輸入乾牧草の価格高騰に対する支援 34,282千円 (3)事務費等 1,497千円 ③積算根拠 No.46とNo.47とNo.48の合算 (1)飼養頭羽数×単価 ・乳用牛 24,256千円(3,790頭×6,400円) ・肉用牛 25,434千円(4,710頭×5,400円) ・養豚 100,800千円(67,200頭×1,500円) ・養鶏 104,100千円(1,041,000羽×100円) 計 254,590千円 (2)飼養頭数×単価 ・乳用牛 108,394千円(3,790頭×28,600円) ・肉用牛 28,731千円(4,710頭×6,100円) 計 34,282千円 (3)事務費(委託料) 1,497千円 ④事業の対象 ・乳用牛農家 103戸 ・肉用牛農家 43戸 ・養豚農家 48戸 ・養鶏農家 71戸	R7.12	R8.3
47	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産業物価高騰対応費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 飼料価格高騰に対する緊急的な支援を行う。 ②経費内容 (1)配合飼料価格高騰に対する支援 254,590千円 (2)輸入乾牧草の価格高騰に対する支援 34,282千円 (3)事務費等 1,497千円 ③積算根拠 No.46とNo.47とNo.48の合算 (1)飼養頭羽数×単価 ・乳用牛 24,256千円(3,790頭×6,400円) ・肉用牛 25,434千円(4,710頭×5,400円) ・養豚 100,800千円(67,200頭×1,500円) ・養鶏 104,100千円(1,041,000羽×100円) 計 254,590千円 (2)飼養頭数×単価 ・乳用牛 108,394千円/年(3,790頭×28,600円) ・肉用牛 28,731千円/年(4,710頭×6,100円) 年額 137,125千円×3(補助対象期間3ヶ月)/12÷34,282千円 (3)事務費(委託料) 1,497千円 ④事業の対象 ・乳用牛農家 103戸 ・肉用牛農家 43戸 ・養豚農家 48戸 ・養鶏農家 71戸	R7.12	R8.2

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
48	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産業物価高騰対応費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費290,367千円 ①目的 飼料価格高騰に対する緊急的な支援を行う。 ②経費内容 (1)配合飼料価格高騰に対する支援 254,590千円 (2)輸入乾牧草の価格高騰に対する支援 34,282千円 (3)事務費等 1,497千円 ③積算根拠 No.46とNo.47とNo.48の合算 (1)飼養頭羽数×単価 ・乳用牛 24,256千円(3,790頭×6,400円) ・肉用牛 25,434千円(4,710頭×5,400円) ・養豚 100,800千円(67,200頭×1,500円) ・養鶏 104,100千円(1,041,000羽×100円) 計 254,590千円 (2)飼養頭数×単価 ・乳用牛 108,394千円/年(3,790頭×28,600円) ・肉用牛 28,731千円/年(4,710頭×6,100円) 年額 137,125千円×3(補助対象期間3ヶ月)/12≒34,282千円 (3)事務費(委託料) 1,497千円 ④事業の対象 ・乳用牛農家 103戸 ・肉用牛農家 43戸 ・養豚農家 48戸 ・養鶏農家 71戸	R7.12	R8.4以降
49	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	と畜場物価高騰対応費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 電気料金及びガス料金高騰に対する緊急的な支援を行う。 ②経費内容 ・電気料金 5,216千円 ・ガス料金 1,864千円 ③積算根拠 No.49とNo.50とNo.51の合算 令和3年度の株式会社神奈川食肉センターの電気代(ガス代)に上昇率を掛け、その1/2(補助率)を支援する。 ・電気料金 187,958,438円(令和3年度電気料金)×22.2%(上昇率)×3/12(3ヶ月分)×1/2(補助率)≒5,216千円 ・ガス料金 75,311,098円(令和3年度ガス料金)×19.8%(上昇率)×3/12(3ヶ月分)×1/2(補助率)≒1,864千円 ④事業の対象 株式会社神奈川食肉センター	R7.12	R8.3
50	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	と畜場物価高騰対応費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 電気料金及びガス料金高騰に対する緊急的な支援を行う。 ②経費内容 ・電気料金 5,216千円 ・ガス料金 1,864千円 ③積算根拠 No.49とNo.50とNo.51の合算 令和3年度の株式会社神奈川食肉センターの電気代(ガス代)に上昇率を掛け、その1/2(補助率)を支援する。 ・電気料金 187,958,438円(令和3年度電気料金)×22.2%(上昇率)×3/12(3ヶ月分)×1/2(補助率)≒5,216千円 ・ガス料金 75,311,098円(令和3年度ガス料金)×19.8%(上昇率)×3/12(3ヶ月分)×1/2(補助率)≒1,864千円 ④事業の対象 株式会社神奈川食肉センター	R7.12	R8.3
51	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	と畜場物価高騰対応費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費7078千円 ①目的 電気料金及びガス料金高騰に対する緊急的な支援を行う。 ②経費内容 ・電気料金 5,216千円 ・ガス料金 1,864千円 ③積算根拠 No.49とNo.50とNo.51の合算 令和3年度の株式会社神奈川食肉センターの電気代(ガス代)に上昇率を掛け、その1/2(補助率)を支援する。 ・電気料金 187,958,438円(令和3年度電気料金)×22.2%(上昇率)×3/12(3ヶ月分)×1/2(補助率)≒5,216千円 ・ガス料金 75,311,098円(令和3年度ガス料金)×19.8%(上昇率)×3/12(3ヶ月分)×1/2(補助率)≒1,864千円 ④事業の対象 株式会社神奈川食肉センター	R7.12	R8.4以降
52	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業物価高騰対応費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①電気料金高騰の影響を受ける漁業協同組合などに対し緊急的な支援を行うことで、漁業生産活動への影響を緩和することにより、県産水産物の安定供給へ寄与する。 ②光熱費の物価上昇相当分を支援 ③積算根拠 No.52とNo.53とNo.54の合算 各事業所における令和8年1月から3月までの電気料金の上昇分の1/2相当額を支援する。 令和3年度電気料金実績×22.2%(東京電力が公表している平均モデルの令和3年9月から令和7年12月の上昇率)×3/12年×補助率1/2=4,261千円 (内訳)沿海漁協(15漁協):3,299千円、内水面漁協(3漁協):163千円、連合会(2漁連):434千円、県栽培協会:365千円 ④本県沿海の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のうち販売事業、製氷事業、冷凍冷蔵事業、加工事業、自営事業又は利用事業を行う団体、本県内水面の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のうち放流魚の飼育事業を行う団体並びに(公財)神奈川県栽培協会	R7.12	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
53	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業物価高騰対応費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①電気料金高騰の影響を受ける漁業協同組合などに対し緊急的な支援を行うことで、漁業生産活動への影響を緩和することにより、県産水産物の安定供給へ寄与する。 ②光熱費の物価上昇相当分を支援 ③積算根拠 No.52とNo.53とNo.54の合算 各事業所における令和8年1月から3月までの電気料金の上昇分の1/2相当額を支援する。 令和3年度電気料金実績×22.2%(東京電力が公表している平均モデルの令和3年9月から令和7年12月の上昇率)×3/12年×補助率1/2＝4,261千円 (内訳)沿海漁協(15漁協):3,299千円、内水面漁協(3漁協):163千円、連合会(2漁連):434千円、県栽培協会:365千円 ④本県沿海の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のうち販売事業、製氷事業、冷凍冷蔵事業、加工事業、自営事業又は利用事業を行う団体、本県内水面の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のうち放流魚の飼育事業を行う団体並びに(公財)神奈川県栽培協会	R7.12	R8.3
54	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業物価高騰対応費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費4,259千円 ①電気料金高騰の影響を受ける漁業協同組合などに対し緊急的な支援を行うことで、漁業生産活動への影響を緩和することにより、県産水産物の安定供給へ寄与する。 ②光熱費の物価上昇相当分を支援 ③積算根拠 No.52とNo.53とNo.54の合算 各事業所における令和8年1月から3月までの電気料金の上昇分の1/2相当額を支援する。 令和3年度電気料金実績×22.2%(東京電力が公表している平均モデルの令和3年9月から令和7年12月の上昇率)×3/12年×補助率1/2＝4,261千円 (内訳)沿海漁協(15漁協):3,299千円、内水面漁協(3漁協):163千円、連合会(2漁連):434千円、県栽培協会:365千円 ④本県沿海の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のうち販売事業、製氷事業、冷凍冷蔵事業、加工事業、自営事業又は利用事業を行う団体、本県内水面の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のうち放流魚の飼育事業を行う団体並びに(公財)神奈川県栽培協会	R7.12	R8.4以降
55	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	施設園芸物価高騰対応費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 燃油価格の高騰時に補てん金が交付される国の「施設園芸セーフティネット構築事業」への加入を促進し、原油価格・物価高騰に直面する施設園芸農家を支援するため、事業実施者に対し補助を行う。 ②経費内容 補助対象経費(a):40,262千円(過去実績数値)×1.05(対象者増加)÷42,275千円 補助率(b):1/4 a×b＝10,569千円 ③積算根拠 No.55とNo.56とNo.57の合算 ④事業の対象 対策協議会(を通じて生産者の積立金を実質補助する)	R7.12	R8.3
56	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	施設園芸物価高騰対応費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 燃油価格の高騰時に補てん金が交付される国の「施設園芸セーフティネット構築事業」への加入を促進し、原油価格・物価高騰に直面する施設園芸農家を支援するため、事業実施者に対し補助を行う。 ②経費内容 補助対象経費(a):40,262千円(過去実績数値)×1.05(対象者増加)÷42,275千円 補助率(b):1/4 a×b＝10,569千円 ③積算根拠 No.55とNo.56とNo.57の合算 ④事業の対象 対策協議会(を通じて生産者の積立金を実質補助する)	R7.12	R8.3
57	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	施設園芸物価高騰対応費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費10,567千円 ①目的 燃油価格の高騰時に補てん金が交付される国の「施設園芸セーフティネット構築事業」への加入を促進し、原油価格・物価高騰に直面する施設園芸農家を支援するため、事業実施者に対し補助を行う。 ②経費内容 補助対象経費(a):40,262千円(過去実績数値)×1.05(対象者増加)÷42,275千円 補助率(b):1/4 a×b＝10,569千円 ③積算根拠 No.55とNo.56とNo.57の合算 ④事業の対象 対策協議会(を通じて生産者の積立金を実質補助する)	R7.12	R8.4以降
58	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校物価高騰対応費(国庫)(下半期)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的:エネルギー・食料品等の物価高騰に直面する私立学校が児童・生徒等の保護者に経済的な負担の増を求めることなく学習機会を確保するため私立学校に対して支援金を支給する。 効果:エネルギー・食料品等の物価高騰に直面する私立学校に通う児童・生徒等の保護者が経済的な負担の増を伴うことなく学習機会の確保が図られる。 ②私立学校物価高騰対応費 ③積算根拠 No.58とNo.59とNo.60の合算 対象施設:461校・園 光熱費・燃料費支援(@50千円～820千円):57,130千円 給食費支援:22,070千円 ④県内私立高等学校、同中等教育学校、同中学校、同小学校、同特別支援学校、同専修学校、私学助成園	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
59	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校物価高騰対応費(国庫)(下半年)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的:エネルギー・食料品等の物価高騰に直面する私立学校が児童・生徒等の保護者に経済的な負担の増を求めることなく学習機会を確保するため私立学校に対して支援金を支給する。 効果:エネルギー・食料品等の物価高騰に直面する私立学校に通う児童・生徒等の保護者が経済的な負担の増を伴うことなく学習機会の確保が図られる。 ②私立学校物価高騰対応費 ③積算根拠 No.58とNo.59とNo.60の合算 対象施設:461校・園 光熱費・燃料費支援(@50千円～820千円):57,130千円 給食費支援:22,070千円 ④県内私立高等学校、同中等教育学校、同中学校、同小学校、同特別支援学校、同専修学校、私学助成園	R8.1	R8.3
60	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校物価高騰対応費(国庫)(下半年)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費79,198千円 ①目的:エネルギー・食料品等の物価高騰に直面する私立学校が児童・生徒等の保護者に経済的な負担の増を求めることなく学習機会を確保するため私立学校に対して支援金を支給する。 効果:エネルギー・食料品等の物価高騰に直面する私立学校に通う児童・生徒等の保護者が経済的な負担の増を伴うことなく学習機会の確保が図られる。 ②私立学校物価高騰対応費 ③積算根拠 No.58とNo.59とNo.60の合算 対象施設:461校・園 光熱費・燃料費支援(@50千円～820千円):57,130千円 給食費支援:22,070千円 ④県内私立高等学校、同中等教育学校、同中学校、同小学校、同特別支援学校、同専修学校、私学助成園	R8.1	R8.4以降
61	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	ひきこもり等支援団体支援事業費(国庫)(下半年)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①物価高騰等に直面し、活動に支障が出ているひきこもり等支援団体に対し、支援活動の継続を援助するための支援金を支給する。 ②光熱費等の物価上昇相当分を支援 ③40千円×86団体 No.61とNo.62とNo.63の合算 ④不登校、ひきこもり等支援団体	R7.12	R8.3
62	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	ひきこもり等支援団体支援事業費(国庫)(下半年)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①物価高騰等に直面し、活動に支障が出ているひきこもり等支援団体に対し、支援活動の継続を援助するための支援金を支給する。 ②光熱費等の物価上昇相当分を支援 ③40千円×86団体 No.61とNo.62とNo.63の合算 ④不登校、ひきこもり等支援団体	R7.12	R8.3
63	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	ひきこもり等支援団体支援事業費(国庫)(下半年)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費3,438千円 ①物価高騰等に直面し、活動に支障が出ているひきこもり等支援団体に対し、支援活動の継続を援助するための支援金を支給する。 ②光熱費等の物価上昇相当分を支援 ③40千円×86団体 No.61とNo.62とNo.63の合算 ④不登校、ひきこもり等支援団体	R7.12	R8.4以降
64	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	救護施設等物価高騰対応費(国庫)(下半年)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 物価高騰に直面する事業者(福祉サービスを提供する県内全域の救護施設及び更生施設)を対象に、事業継続に向けた支援金を支給することにより、サービス提供体制を維持する。 ②経費内容 光熱費、食材費の物価上昇相当分を支援 ③積算根拠(No.64とNo.65とNo.66の合算)858人(8施設の定員の合計)×15千円(R3年度実績×物価上昇率)=12,870千円 ④事業の対象 県内全域の救護施設及び更生施設(8か所)	R8.1	R8.3
65	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	救護施設等物価高騰対応費(国庫)(下半年)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 物価高騰に直面する事業者(福祉サービスを提供する県内全域の救護施設及び更生施設)を対象に、事業継続に向けた支援金を支給することにより、サービス提供体制を維持する。 ②経費内容 光熱費、食材費の物価上昇相当分を支援 ③積算根拠(No.64とNo.65とNo.66の合算)858人(8施設の定員の合計)×15千円(R3年度実績×物価上昇率)=12,870千円 ④事業の対象 県内全域の救護施設及び更生施設(8か所)	R8.1	R8.3
66	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	救護施設等物価高騰対応費(国庫)(下半年)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費12,868千円 ①目的 物価高騰に直面する事業者(福祉サービスを提供する県内全域の救護施設及び更生施設)を対象に、事業継続に向けた支援金を支給することにより、サービス提供体制を維持する。 ②経費内容 光熱費、食材費の物価上昇相当分を支援 ③積算根拠(No.64とNo.65とNo.66の合算)858人(8施設の定員の合計)×15千円(R3年度実績×物価上昇率)=12,870千円 ④事業の対象 県内全域の救護施設及び更生施設(8か所)	R8.1	R8.4以降
67	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	生活困窮者支援団体応援事業費(国庫)(下半年)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面している、生活困窮者支援を行うNPO団体等に、支援金を支給する。 ②経費内容 団体の活動拠点1箇所につき、一律4万円の支援金を支給 ※ 想定される経費:光熱水費の価格上昇分、消耗品費上昇分 ③積算根拠(No.67とNo.68とNo.69の合算)40千円×75団体 ④事業の対象 生活困窮者への食糧支援や炊き出し、食事の提供、ホームレス巡回相談、スマホや充電器の貸出し等を実施するNPO等	R7.12	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
68	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	生活困窮者支援団体応援事業費(国庫)(下半期)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面している、生活困窮者支援を行うNPO団体等に、支援金を支給する。 ②経費内容 団体の活動拠点1箇所につき、一律4万円の支援金を支給 ※ 想定される経費:光熱水費の価格上昇分、消耗品費上昇分 ③積算根拠(No.67とNo.68とNo.69の合算)40千円×75団体 ④事業の対象 生活困窮者への食糧支援や炊き出し、食事の提供、ホームレス巡回相談、スマホや充電器の貸出し等を実施するNPO等	R7.12	R8.3
69	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	生活困窮者支援団体応援事業費(国庫)(下半期)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費2,998千円 ①目的 コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面している、生活困窮者支援を行うNPO団体等に、支援金を支給する。 ②経費内容 団体の活動拠点1箇所につき、一律4万円の支援金を支給 ※ 想定される経費:光熱水費の価格上昇分、消耗品費上昇分 ③積算根拠(No.67とNo.68とNo.69の合算)40千円×75団体 ④事業の対象 生活困窮者への食糧支援や炊き出し、食事の提供、ホームレス巡回相談、スマホや充電器の貸出し等を実施するNPO等	R7.12	R8.4以降
70	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉施設等物価高騰対応費(国庫)(下半期)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①電気代・ガス代等の高騰による障害福祉サービス事業所等の負担を軽減させるため、支援金を支給する。 ②光熱費、燃料費、食材費を支援(令和8年1月～3月(3か月)) ③積算根拠 (No.70とNo.71とNo.72の合算) 入所・居住施設 15 千円×19,729名(定員) 通所施設 50 千円×3,316事業所 訪問・相談事業所 30 千円×2,644事業所 事務費 33,588千円(会計年度任用職員に係る経費を含む) ※総事業費のうちその他(C)に記載した7千円は、労働保険料立替収入のため補助対象外 ④事業の対象 県全域の障害福祉サービス事業所等(政令中核市へは当該市に対する補助金)	R8.1	R8.3
71	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉施設等物価高騰対応費(国庫)(下半期)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①電気代・ガス代等の高騰による障害福祉サービス事業所等の負担を軽減させるため、支援金を支給する。 ②光熱費、燃料費、食材費を支援(令和8年1月～3月(3か月)) ③積算根拠 (No.70とNo.71とNo.72の合算) 入所・居住施設 15 千円×19,729名(定員) 通所施設 50 千円×3,316事業所 訪問・相談事業所 30 千円×2,644事業所 事務費 33,588千円(会計年度任用職員に係る経費を含む) ※総事業費のうちその他(C)に記載した7千円は、労働保険料立替収入のため補助対象外 ④事業の対象 県全域の障害福祉サービス事業所等(政令中核市へは当該市に対する補助金)	R8.1	R8.3
72	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉施設等物価高騰対応費(国庫)(下半期)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費574,634千円 ①電気代・ガス代等の高騰による障害福祉サービス事業所等の負担を軽減させるため、支援金を支給する。 ②光熱費、燃料費、食材費を支援(令和8年1月～3月(3か月)) ③積算根拠 (No.70とNo.71とNo.72の合算) 入所・居住施設 15 千円×19,729名(定員) 通所施設 50 千円×3,316事業所 訪問・相談事業所 30 千円×2,644事業所 事務費 33,588千円(会計年度任用職員に係る経費を含む) ※総事業費のうちその他(C)に記載した7千円は、労働保険料立替収入のため補助対象外 ④事業の対象 県全域の障害福祉サービス事業所等(政令中核市へは当該市に対する補助金)	R8.1	R8.4以降
73	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	困難を抱える女性支援団体支援事業費(国庫)(下半期)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①(目的)物価高騰等に直面し、活動に支障が出ている女性支援団体に対して、深刻化が懸念されるDV被害者等の支援活動の継続を援助するため、支援金を給付する。 (効果)女性支援団体の活動の継続により、DV被害者等を迅速、適切に支援することができる。 ②報償費(光熱水費、消耗品費の物価上昇相当分を支援) ③積算根拠 No.73とNo.74とNo.75の合算 40千円×10団体 ④物価高騰等により活動困難になっている女性支援団体	R7.12	R8.3
74	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	困難を抱える女性支援団体支援事業費(国庫)(下半期)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①(目的)物価高騰等に直面し、活動に支障が出ている女性支援団体に対して、深刻化が懸念されるDV被害者等の支援活動の継続を援助するため、支援金を給付する。 (効果)女性支援団体の活動の継続により、DV被害者等を迅速、適切に支援することができる。 ②報償費(光熱水費、消耗品費の物価上昇相当分を支援) ③積算根拠 No.73とNo.74とNo.75の合算 40千円×10団体 ④物価高騰等により活動困難になっている女性支援団体	R7.12	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
75	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	困難を抱える女性支援団体支援事業費(国庫)(下半期)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費398千円 ①(目的)物価高騰等に直面し、活動に支障が出ている女性支援団体に対して、深刻化が懸念されるDV被害者等の支援活動の継続を援助するため、支援金を給付する。 (効果)女性支援団体の活動の継続により、DV被害者等を迅速、適切に支援することができる。 ②報償費(光熱水費、消耗品費の物価上昇相当分を支援) ③積算根拠 No.73とNo.74とNo.75の合算 40千円×10団体 ④物価高騰等により活動困難になっている女性支援団体	R7.12	R8.4以降
76	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども食堂支援事業費(国庫)(下半期)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 物価高騰等により財政面で困難を抱える子ども食堂の活動継続のため、支援金を支給する。 ②経費内容 様々な取組を行う子ども食堂に対し、協力金を支給して活動の支援を行う。 ③積算根拠 No.76とNo.77とNo.78の合算 対象者280者 単価40千円 総額11,200千円 ④事業の対象 子ども食堂運営者、子ども食堂利用者	R8.1	R8.3
77	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども食堂支援事業費(国庫)(下半期)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 物価高騰等により財政面で困難を抱える子ども食堂の活動継続のため、支援金を支給する。 ②経費内容 様々な取組を行う子ども食堂に対し、協力金を支給して活動の支援を行う。 ③積算根拠 No.76とNo.77とNo.78の合算 対象者280者 単価40千円 総額11,200千円 ④事業の対象 子ども食堂運営者、子ども食堂利用者	R8.1	R8.3
78	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども食堂支援事業費(国庫)(下半期)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費11,198千円 ①目的 物価高騰等により財政面で困難を抱える子ども食堂の活動継続のため、支援金を支給する。 ②経費内容 様々な取組を行う子ども食堂に対し、協力金を支給して活動の支援を行う。 ③積算根拠 No.76とNo.77とNo.78の合算 対象者280者 単価40千円 総額11,200千円 ④事業の対象 子ども食堂運営者、子ども食堂利用者	R8.1	R8.4以降
79	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者居場所づくり等継続支援事業費(国庫)(下半期)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 物価高騰の影響により、地域の福祉関係のボランティア団体が運営する高齢者の居場所等における活動の継続が困難となっているため、効果的な取組が継続できるよう支援する。 ②経費内容 審査等事務委託料、光熱費、消耗品費 ③積算根拠 No.79とNo.80とNo.81の合算 【事務費】 審査等業務委託料 13,608千円 【事業費】 40千円×2,000団体 ④事業の対象 高齢者の「通いの場」、認知症カフェ、ケアラズカフェ、老人クラブ	R8.1	R8.3
80	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者居場所づくり等継続支援事業費(国庫)(下半期)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 物価高騰の影響により、地域の福祉関係のボランティア団体が運営する高齢者の居場所等における活動の継続が困難となっているため、効果的な取組が継続できるよう支援する。 ②経費内容 審査等事務委託料、光熱費、消耗品費 ③積算根拠 No.79とNo.80とNo.81の合算 【事務費】 審査等業務委託料 13,608千円 【事業費】 40千円×2,000団体 ④事業の対象 高齢者の「通いの場」、認知症カフェ、ケアラズカフェ、老人クラブ	R8.1	R8.3
81	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者居場所づくり等継続支援事業費(国庫)(下半期)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費93,606千円 ①目的 物価高騰の影響により、地域の福祉関係のボランティア団体が運営する高齢者の居場所等における活動の継続が困難となっているため、効果的な取組が継続できるよう支援する。 ②経費内容 審査等事務委託料、光熱費、消耗品費 ③積算根拠 No.79とNo.80とNo.81の合算 【事務費】 審査等業務委託料 13,608千円 【事業費】 40千円×2,000団体 ④事業の対象 高齢者の「通いの場」、認知症カフェ、ケアラズカフェ、老人クラブ	R8.1	R8.4以降
82	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等物価高騰対応費(国庫)(下半期)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 光熱費・食材費等価格高騰の影響を受けている高齢者施設等に対し、事業継続に向けた支援金を支給することにより、県内の介護サービス提供体制を維持する。 ②経費内容 人件費、事務消耗品代、審査等事務委託料、食材費、光熱費、燃料費(灯油、ガソリン代) ③積算根拠 No.82とNo.83とNo.84の合算 【事務費】 会計年度任用職員人件費5,152千円(うち、66千円は労働保険料立替収入(社会保険料自己負担分のため対象外経費)) 審査等業務委託料 8,500千円 事務消耗品購入費等 364千円 政令市事務費 45,000千円 【事業費】 入所施設 15千円×128,000名 通所介護事業所(大規模) 80千円×1,950事業所 通所介護事業所(小規模) 50千円×1,790事業所 訪問系事業所 30千円×6,970事業所 No.82とNo.83とNo.84の合算④事業の対象 介護サービス事業所等	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
83	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等物価高騰対応費(国庫)(下半期)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 光熱費・食材費等価格高騰の影響を受けている高齢者施設等に対し、事業継続に向けた支援金を支給することにより、県内の介護サービス提供体制を維持する。 ②経費内容 人件費、事務消耗品代、審査等事務委託料、食材費、光熱費、燃料費(灯油、ガソリン代) ③積算根拠 No.82とNo.83とNo.84の合算 【事務費】 会計年度任用職員人件費5,152千円(うち、66千円は労働保険料立替収入(社会保険料自己負担分のため対象外経費)) 審査等業務委託料 8,500千円 事務消耗品購入費等 364千円 政令市事務費 45,000千円 【事業費】 入所系施設 15千円×128,000名 通所介護事業所(大規模) 80千円×1,950事業所 通所介護事業所(小規模) 50千円×1,790事業所 訪問系事業所 30千円×6,970事業所 No.82とNo.83とNo.84の合算④事業の対象 介護サービス事業所等	R8.1	R8.3
84	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等物価高騰対応費(国庫)(下半期)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費2,433,548千円 ①目的 光熱費・食材費等価格高騰の影響を受けている高齢者施設等に対し、事業継続に向けた支援金を支給することにより、県内の介護サービス提供体制を維持する。 ②経費内容 人件費、事務消耗品代、審査等事務委託料、食材費、光熱費、燃料費(灯油、ガソリン代) ③積算根拠 No.82とNo.83とNo.84の合算 【事務費】 会計年度任用職員人件費5,152千円(うち、66千円は労働保険料立替収入(社会保険料自己負担分のため対象外経費)) 審査等業務委託料 8,500千円 事務消耗品購入費等 364千円 政令市事務費 45,000千円 【事業費】 入所系施設 15千円×128,000名 通所介護事業所(大規模) 80千円×1,950事業所 通所介護事業所(小規模) 50千円×1,790事業所 訪問系事業所 30千円×6,970事業所 No.82とNo.83とNo.84の合算④事業の対象 介護サービス事業所等	R8.1	R8.4以降
85	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童養護施設等物価高騰対応費(国庫)(下半期)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①児童養護施設等の入所児童の生活環境を維持するため、原油価格・物価高騰による事業者負担の軽減に必要な経費を支給する。 ②児童養護施設等のサービス等の提供を維持するために負担する光熱費、燃料費及び食材費等にかかる経費のうち、令和7年度における物価高騰の影響額相当分を支援する。 ③積算根拠 No.85とNo.86とNo.87の合算 単価15,000円×対象者2,842人 ④児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親	R7.4	R8.3
86	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童養護施設等物価高騰対応費(国庫)(下半期)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①児童養護施設等の入所児童の生活環境を維持するため、原油価格・物価高騰による事業者負担の軽減に必要な経費を支給する。 ②児童養護施設等のサービス等の提供を維持するために負担する光熱費、燃料費及び食材費等にかかる経費のうち、令和7年度における物価高騰の影響額相当分を支援する。 ③積算根拠 No.85とNo.86とNo.87の合算 単価15,000円×対象者2,842人 ④児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親	R7.4	R8.3
87	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童養護施設等物価高騰対応費(国庫)(下半期)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費42,628千円 ①児童養護施設等の入所児童の生活環境を維持するため、原油価格・物価高騰による事業者負担の軽減に必要な経費を支給する。 ②児童養護施設等のサービス等の提供を維持するために負担する光熱費、燃料費及び食材費等にかかる経費のうち、令和7年度における物価高騰の影響額相当分を支援する。 ③積算根拠 No.85とNo.86とNo.87の合算 単価15,000円×対象者2,842人 ④児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親	R8.1	R8.4以降
88	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対応費(R7. 1 2月補正)(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①物価高騰の影響により負担増となっている光熱費及び食材料費において、公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等を支援する。 ②光熱費及び食材料費の物価上昇相当分支援金(報償費)、事務費(会計年度任用職員雇用経費(報酬、旅費)、受付審査委託費等) ③ No.88とNo.89とNo.90の合算 【支援金】1,835,675千円 ○光熱費6,953床／11,000円、69,271床／10,000円、16,341施設／30,000円、9,292施設／21,000円 ○食材料費76,224／5,000円 【事務費】93,260千円 (会計年度任用職員雇用経費(報酬、旅費)、審査事務委託、事務用品購入代等) (その他20千円:会計年度任用職員の労働保険料立替収入) ④公定価格であるため、価格転嫁できない医療機関等	R7.12	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
89	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対応費(R7. 12月補正)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①物価高騰の影響により負担増となっている光熱費及び食材料費において、公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等を支援する。 ②光熱費及び食材料費の物価上昇相当分支援金(報償費)、事務費(会見年度任用職員雇用経費(報酬、旅費)、受付審査委託費等) ③ No.88とNo.89とNo.90の合算 【支援金】 1,835,675千円 ○光熱費6,953床／11,000円、69,271床／10,000円、16,341施設／30,000円、9,292施設／21,000円 ○食材料費76,224／5,000円 【事務費】 93,260千円 (会計年度任用職員雇用経費(報酬、旅費)、審査事務委託、事務用品購入代 等) (その他20千円:会計年度任用職員の労働保険料立替収入) ④公定価格であるため、価格転嫁できない医療機関等	R7.12	R8.3
90	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対応費(R7. 12月補正)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費1,928,913千円 ①物価高騰の影響により負担増となっている光熱費及び食材料費において、公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等を支援する。 ②光熱費及び食材料費の物価上昇相当分支援金(報償費)、事務費(会見年度任用職員雇用経費(報酬、旅費)、受付審査委託費等) ③ No.88とNo.89とNo.90の合算 【支援金】 1,835,675千円 ○光熱費6,953床／11,000円、69,271床／10,000円、16,341施設／30,000円、9,292施設／21,000円 ○食材料費76,224／5,000円 【事務費】 93,260千円 (会計年度任用職員雇用経費(報酬、旅費)、審査事務委託、事務用品購入代 等) (その他20千円:会計年度任用職員の労働保険料立替収入) ④公定価格であるため、価格転嫁できない医療機関等	R7.12	R8.4以降
91	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	公衆浴場物価高騰対応費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的・効果 原油価格・物価高騰の影響を受けている一般公衆浴場に対し、燃料費及び電気代の負担増となる経費の一部補助する。補助により費用負担軽減を行い、衛生水準の維持・向上を図る。 ②交付金を充当する経費内容 光熱費・電気代の物価上昇相当分を一部補助 ③積算根拠(対象数、単価等) No.91とNo.92とNo.93の合算 補助額 44,003千円 電気代 1.11円× 8,093kw×109設×3か月×1/2＝ 1,469千円 都市ガス 59.39 円× 4,990㎡×92施設 ×3か月×1/2＝ 40,898千円 LPガス 120.2円× 193㎡× 6施設 ×3か月×1/2＝ 209千円 重油 18.7円 × 5,577L× 9施設 ×3か月×1/2＝ 1,408千円 灯油 17.6 円 × 354L× 2施設 ×3か月×1/2＝ 19千円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 一般公衆浴場 109か所	R8.1	R8.3
92	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	公衆浴場物価高騰対応費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的・効果 原油価格・物価高騰の影響を受けている一般公衆浴場に対し、燃料費及び電気代の負担増となる経費の一部補助する。補助により費用負担軽減を行い、衛生水準の維持・向上を図る。 ②交付金を充当する経費内容 光熱費・電気代の物価上昇相当分を一部補助 ③積算根拠(対象数、単価等) No.91とNo.92とNo.93の合算 補助額 44,003千円 電気代 1.11円× 8,093kw×109設×3か月×1/2＝ 1,469千円 都市ガス 59.39 円× 4,990㎡×92施設 ×3か月×1/2＝ 40,898千円 LPガス 120.2円× 193㎡× 6施設 ×3か月×1/2＝ 209千円 重油 18.7円 × 5,577L× 9施設 ×3か月×1/2＝ 1,408千円 灯油 17.6 円 × 354L× 2施設 ×3か月×1/2＝ 19千円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 一般公衆浴場 109か所	R8.1	R8.3
93	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	公衆浴場物価高騰対応費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費44,001千円 ①目的・効果 原油価格・物価高騰の影響を受けている一般公衆浴場に対し、燃料費及び電気代の負担増となる経費の一部補助する。補助により費用負担軽減を行い、衛生水準の維持・向上を図る。 ②交付金を充当する経費内容 光熱費・電気代の物価上昇相当分を一部補助 ③積算根拠(対象数、単価等) No.91とNo.92とNo.93の合算 補助額 44,003千円 電気代 1.11円× 8,093kw×109設×3か月×1/2＝ 1,469千円 都市ガス 59.39 円× 4,990㎡×92施設 ×3か月×1/2＝ 40,898千円 LPガス 120.2円× 193㎡× 6施設 ×3か月×1/2＝ 209千円 重油 18.7円 × 5,577L× 9施設 ×3か月×1/2＝ 1,408千円 灯油 17.6 円 × 354L× 2施設 ×3か月×1/2＝ 19千円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 一般公衆浴場 109か所	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
94	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小製造業等特別高圧受電者支援事業費(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 物価高騰に対応するため、国の支援の対象外となっている特別高圧で受電する事業者のうち、価格転嫁等の面で特に困難な状況にある「中小企業」であり、かつ、他業種と比較して電気代高騰の影響を強く受けている「製造業」及び「倉庫業」の事業者に対して、県が独自の支援を継続する。更に、電気代高騰が長期化していることから、「中小企業」である「商業施設やオフィスビル等その他の事業者(テナント含む)」に対しても支援を継続する。 効果 特別高圧を受電する中小企業者に対して、負担軽減を図る。 ②経費内容 特別高圧を受電する中小企業者に対して、対象期間中の電力使用量に応じた支援金、商業施設等においては一律の支援金を支払う。 ③積算根拠 No.94とNo.95とNo.96の合算 支援額325,000千円(2,700千円×50社(1～3月分)、100千円×1,900社)、事務費41,622千円(業務委託費用29,920千円+人件費(会計年度任用職員)11,702千円)、労働保険料立替収入55千円 ④事業の対象 価格転嫁等の面で特に困難な状況にある「中小企業」であり、かつ、他業種と比較して電気代高騰の影響を強く受けている「製造業」及び「倉庫業」の事業者、電気代高騰が長期化していることから「中小企業」である「商業施設やオフィスビル等その他の事業者(テナント含む)」	R7.4	R7.11
95	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小製造業等特別高圧受電者支援事業費(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 物価高騰に対応するため、国の支援の対象外となっている特別高圧で受電する事業者のうち、価格転嫁等の面で特に困難な状況にある「中小企業」であり、かつ、他業種と比較して電気代高騰の影響を強く受けている「製造業」及び「倉庫業」の事業者に対して、県が独自の支援を継続する。更に、電気代高騰が長期化していることから、「中小企業」である「商業施設やオフィスビル等その他の事業者(テナント含む)」に対しても支援を継続する。 効果 特別高圧を受電する中小企業者に対して、負担軽減を図る。 ②経費内容 特別高圧を受電する中小企業者に対して、対象期間中の電力使用量に応じた支援金、商業施設等においては一律の支援金を支払う。 ③積算根拠 No.94とNo.95とNo.96の合算 支援額325,000千円(2,700千円×50社(1～3月分)、100千円×1,900社)、事務費41,622千円(業務委託費用29,920千円+人件費(会計年度任用職員)11,702千円)、労働保険料立替収入55千円 ④事業の対象 価格転嫁等の面で特に困難な状況にある「中小企業」であり、かつ、他業種と比較して電気代高騰の影響を強く受けている「製造業」及び「倉庫業」の事業者、電気代高騰が長期化していることから「中小企業」である「商業施設やオフィスビル等その他の事業者(テナント含む)」	R7.4	R7.11
96	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小製造業等特別高圧受電者支援事業費(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費366,565千円 ①目的 物価高騰に対応するため、国の支援の対象外となっている特別高圧で受電する事業者のうち、価格転嫁等の面で特に困難な状況にある「中小企業」であり、かつ、他業種と比較して電気代高騰の影響を強く受けている「製造業」及び「倉庫業」の事業者に対して、県が独自の支援を継続する。更に、電気代高騰が長期化していることから、「中小企業」である「商業施設やオフィスビル等その他の事業者(テナント含む)」に対しても支援を継続する。 効果 特別高圧を受電する中小企業者に対して、負担軽減を図る。 ②経費内容 特別高圧を受電する中小企業者に対して、対象期間中の電力使用量に応じた支援金、商業施設等においては一律の支援金を支払う。 ③積算根拠 No.94とNo.95とNo.96の合算 支援額325,000千円(2,700千円×50社(1～3月分)、100千円×1,900社)、事務費41,622千円(業務委託費用29,920千円+人件費(会計年度任用職員)11,702千円)、労働保険料立替収入55千円 ④事業の対象 価格転嫁等の面で特に困難な状況にある「中小企業」であり、かつ、他業種と比較して電気代高騰の影響を強く受けている「製造業」及び「倉庫業」の事業者、電気代高騰が長期化していることから「中小企業」である「商業施設やオフィスビル等その他の事業者(テナント含む)」	R7.4	R8.4以降
97	③消費下支え等を通じた生活者支援	県内事業者等物価高騰対策事業費(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的:キャッシュレス決済時のポイント還元を行うことに加え、商店街が行う紙のプレミアム商品券の発行に対する補助により、物価高騰の影響を受けている消費者の負担を軽減させるとともに、県内事業者を支援する。 ②経費内容 【キャッシュレス決済】 委託費(ポイント還元原資及び事務費) 【プレミアム商品券】 商品券の割増し分、発行に係る印刷費、広告宣伝費、販売・換金に係る事務費 ③積算根拠 No.97とNo.98とNo.99の合算 【キャッシュレス決済】 (1)還元原資 18,000,000千円 (2)事務費:1,000,000千円(委託分987,357千円+人件費(会計年度任用職員)12,643千円)(その他特財(労働保険料立替収入):58千円充当) 【プレミアム商品券】 (1)補助金:987,357千円(補助率10/10) ア. 単独商店街 平均補助額:10,000千円×補助件数見込:78件=780,000千円 イ. 複数商店街 平均補助額:25,000千円×補助件数見込:8件=200,000千円 (2)事務費:12,643千円 (その他特財(労働保険料立替収入):58千円充当) ④事業の対象 【キャッシュレス決済】県内事業者及び消費者 【プレミアム商品券】商店街団体等	R8.3	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
98	③消費下支え等を通じた生活者支援	県内事業者等物価高騰対策事業費 (国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的:キャッシュレス決済時のポイント還元を行うことに加え、商店街が行う紙のプレミアム商品券の発行に対する補助により、物価高騰の影響を受けている消費者の負担を軽減させるとともに、県内事業者を支援する。 ②経費内容 【キャッシュレス決済】 委託費(ポイント還元原資及び事務費) 【プレミアム商品券】 商品券の割増し分、発行に係る印刷費、広告宣伝費、販売・換金に係る事務費 ③積算根拠 No.97とNo.98とNo.99の合算 【キャッシュレス決済】 (1)還元原資 18,000,000千円 (2)事務費:1,000,000千円(委託分987,357千円+人件費(会計年度任用職員)12,643千円)(その他特財(労働保険料立替収入):58千円充当) 【プレミアム商品券】 (1)補助金:987,357千円 (補助率10/10) ア. 単独商店街 平均補助額:10,000千円×補助件数見込:78件=780,000千円 イ. 複数商店街 平均補助額:25,000千円×補助件数見込:8件=200,000千円 (2)事務費:12,643千円 (その他特財(労働保険料立替収入):58千円充当) ④事業の対象 【キャッシュレス決済】県内事業者及び消費者 【プレミアム商品券】 商店街団体等	R8.3	R8.3
99	④消費下支え等を通じた生活者支援	県内事業者等物価高騰対策事業費 (国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費19,999,882千円 ①目的:キャッシュレス決済時のポイント還元を行うことに加え、商店街が行う紙のプレミアム商品券の発行に対する補助により、物価高騰の影響を受けている消費者の負担を軽減させるとともに、県内事業者を支援する。 ②経費内容 【キャッシュレス決済】 委託費(ポイント還元原資及び事務費) 【プレミアム商品券】 商品券の割増し分、発行に係る印刷費、広告宣伝費、販売・換金に係る事務費 ③積算根拠 No.97とNo.98とNo.99の合算 【キャッシュレス決済】 (1)還元原資 18,000,000千円 (2)事務費:1,000,000千円(委託分987,357千円+人件費(会計年度任用職員)12,643千円)(その他特財(労働保険料立替収入):58千円充当) 【プレミアム商品券】 (1)補助金:987,357千円 (補助率10/10) ア. 単独商店街 平均補助額:10,000千円×補助件数見込:78件=780,000千円 イ. 複数商店街 平均補助額:25,000千円×補助件数見込:8件=200,000千円 (2)事務費:12,643千円 (その他特財(労働保険料立替収入):58千円充当) ④事業の対象 【キャッシュレス決済】県内事業者及び消費者 【プレミアム商品券】 商店街団体等	R8.3	R8.4以降
100	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	貨物運送事業者物価高騰対応費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的:地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、中小貨物運送事業者に対し、燃料価格高騰分の一部を支援する。 ②経費内容:補助金、委託費(申請審査業務等)、事務費(会計年度任用職員報酬等) ③積算根拠:No.101とNo.102の合算 (1)補助金 620,000千円(1事業者あたり定額補助) 一般・特定貨物自動車運送事業者 200千円×3,000者=600,000千円 貨物軽自動車運送事業者 20千円×1,000者= 20,000千円 (2)委託費 43,433千円 (3)事務費 5,978千円 (その他特財(労働保険料立替収入):27千円充当) ④事業の対象:中小貨物運送事業者	R8.1	R8.3
101	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	貨物運送事業者物価高騰対応費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的:地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、中小貨物運送事業者に対し、燃料価格高騰分の一部を支援する。 ②経費内容:補助金、委託費(申請審査業務等)、事務費(会計年度任用職員報酬等) ③積算根拠:No.100とNo.102の合算 (1)補助金 620,000千円(1事業者あたり定額補助) 一般・特定貨物自動車運送事業者 200千円×3,000者=600,000千円 貨物軽自動車運送事業者 20千円×1,000者= 20,000千円 (2)委託費 43,433千円 (3)事務費 5,978千円 (その他特財(労働保険料立替収入):27千円充当) ④事業の対象:中小貨物運送事業者	R8.1	R8.3
102	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	貨物運送事業者物価高騰対応費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費669,382千円 ①目的:地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、中小貨物運送事業者に対し、燃料価格高騰分の一部を支援する。 ②経費内容:補助金、委託費(申請審査業務等)、事務費(会計年度任用職員報酬等) ③積算根拠:No.100とNo.101の合算 (1)補助金 620,000千円(1事業者あたり定額補助) 一般・特定貨物自動車運送事業者 200千円×3,000者=600,000千円 貨物軽自動車運送事業者 20千円×1,000者= 20,000千円 (2)委託費 43,433千円 (3)事務費 5,978千円 (その他特財(労働保険料立替収入):27千円充当) ④事業の対象:中小貨物運送事業者	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
103	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	大型等運転免許取得促進事業費(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的:物価高騰により、従業員等にトラックの運転免許を取得させることが難しい中小貨物運送事業者に対し、免許取得に係る奨励金を交付する。 ②経費内容:奨励金(事業者が従業員等に大型等運転免許を取得させた際にかかる費用)、委託料(事業審査業務等) ③積算根拠:No.104とNo.105の合算 (1)奨励金:41,100千円 ○大型(第一種)免許(従前免許が中型一種・二種以外) 150千円×155件=23,250千円 ○大型(第一種)免許(従前免許が中型一種・二種) 120千円×55件=6,600千円 ○中型(第一種)免許 90千円×60件=5,400千円 ○準中型免許 50千円×45件=2,250千円 ○けん引(第一種)免許 80千円×45件=3,600千円 (2)委託料:5,693千円 ④事業の対象:県内中小貨物自動車運送事業者	R8.1	R8.3
104	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	大型等運転免許取得促進事業費(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的:物価高騰により、従業員等にトラックの運転免許を取得させることが難しい中小貨物運送事業者に対し、免許取得に係る奨励金を交付する。 ②経費内容:奨励金(事業者が従業員等に大型等運転免許を取得させた際にかかる費用)、委託料(事業審査業務等) ③積算根拠:No.103とNo.105の合算 (1)奨励金:41,100千円 ○大型(第一種)免許(従前免許が中型一種・二種以外) 150千円×155件=23,250千円 ○大型(第一種)免許(従前免許が中型一種・二種) 120千円×55件=6,600千円 ○中型(第一種)免許 90千円×60件=5,400千円 ○準中型免許 50千円×45件=2,250千円 ○けん引(第一種)免許 80千円×45件=3,600千円 (2)委託料:5,693千円 ④事業の対象:県内中小貨物自動車運送事業者	R8.1	R8.3
105	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	大型等運転免許取得促進事業費(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費46,791千円 ①目的:物価高騰により、従業員等にトラックの運転免許を取得させることが難しい中小貨物運送事業者に対し、免許取得に係る奨励金を交付する。 ②経費内容:奨励金(事業者が従業員等に大型等運転免許を取得させた際にかかる費用)、委託料(事業審査業務等) ③積算根拠:No.103とNo.104の合算 (1)奨励金:41,100千円 ○大型(第一種)免許(従前免許が中型一種・二種以外) 150千円×155件=23,250千円 ○大型(第一種)免許(従前免許が中型一種・二種) 120千円×55件=6,600千円 ○中型(第一種)免許 90千円×60件=5,400千円 ○準中型免許 50千円×45件=2,250千円 ○けん引(第一種)免許 80千円×45件=3,600千円 (2)委託料:5,693千円 ④事業の対象:県内中小貨物自動車運送事業者	R8.1	R8.4以降
106	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	信用保証事業費補助(原油高騰対応分)(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①物価高騰の影響(米国関税措置の影響を含む)を受ける中小企業に対して「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料の補助を行う。 ②保証料引き下げに要する経費等 ③融資規模700億円×保証料率2.4937% ④中小企業等(神奈川県信用保証協会を通じた間接補助)	R7.12	R8.3
107	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	信用保証事業費補助(原油高騰対応分)(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費1,745,589千円 ①物価高騰の影響(米国関税措置の影響を含む)を受ける中小企業に対して「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料の補助を行う。 ②保証料引き下げに要する経費等 ③融資規模700億円×保証料率2.4937% ④中小企業等(神奈川県信用保証協会を通じた間接補助)	R7.12	R8.4以降
108	③消費下支え等を通じた生活者支援	市町村地域安全・安心まちづくり推進事業費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 ・物価高騰の影響を受けた生活者に対する安全・安心な地域の構築に係る費用負担の軽減や子育て世帯に対する自転車乗車用ヘルメット購入支援のための補助を行う。 ②経費内容 ・地域防犯カメラ、特殊詐欺被害防止対策機器。地域防犯活動に必要な資機材等、高校生の自転車乗車用ヘルメット購入費に対する補助金 ③積算根拠 No.108とNo.109とNo.110の合算 ・地域防犯カメラ @150千円×787台≒120,000千円 ・特殊詐欺被害防止対策機器 補助対象事業費31,371千円×補助率1/3≒10,500千円 ・地域防犯活動に必要な資機材等 @100千円×120団体=12,000千円 ・高校生の自転車乗車用ヘルメット @1.5千円×2,600個=3,900千円 ④事業の対象 ・市町村、町内会等の安全・安心まちづくり団体、特殊詐欺被害防止対策機器や自転車乗車用ヘルメットを購入する生活者(市町村を通じた間接補助)	R8.2	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
109	③消費下支え等を通じた生活者支援	市町村地域安全・安心まちづくり推進事業費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 ・物価高騰の影響を受けた生活者に対する安全・安心な地域の構築に係る費用負担の軽減や子育て世帯に対する自転車乗車用ヘルメット購入支援のための補助を行う。 ②経費内容 ・地域防犯カメラ、特殊詐欺被害防止対策機器。地域防犯活動に必要な資機材等、高校生の自転車乗車用ヘルメット購入費に対する補助金 ③積算根拠 No.108とNo.109とNo.110の合算 ・地域防犯カメラ @150千円×787台≒120,000千円 ・特殊詐欺被害防止対策機器 補助対象事業費31,371千円×補助率1/3≒10,500千円 ・地域防犯活動に必要な資機材等 @100千円×120団体＝12,000千円 ・高校生の自転車乗車用ヘルメット @1.5千円×2,600個＝3,900千円 ④事業の対象 ・市町村、町内会等の安全・安心まちづくり団体、特殊詐欺被害防止対策機器や自転車乗車用ヘルメットを購入する生活者(市町村を通じた間接補助)	R8.2	R8.3
110	④消費下支え等を通じた生活者支援	市町村地域安全・安心まちづくり推進事業費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費146,398千円 ①目的 ・物価高騰の影響を受けた生活者に対する安全・安心な地域の構築に係る費用負担の軽減や子育て世帯に対する自転車乗車用ヘルメット購入支援のための補助を行う。 ②経費内容 ・地域防犯カメラ、特殊詐欺被害防止対策機器。地域防犯活動に必要な資機材等、高校生の自転車乗車用ヘルメット購入費に対する補助金 ③積算根拠 No.108とNo.109とNo.110の合算 ・地域防犯カメラ @150千円×787台≒120,000千円 ・特殊詐欺被害防止対策機器 補助対象事業費31,371千円×補助率1/3≒10,500千円 ・地域防犯活動に必要な資機材等 @100千円×120団体＝12,000千円 ・高校生の自転車乗車用ヘルメット @1.5千円×2,600個＝3,900千円 ④事業の対象 ・市町村、町内会等の安全・安心まちづくり団体、特殊詐欺被害防止対策機器や自転車乗車用ヘルメットを購入する生活者(市町村を通じた間接補助)	R8.2	R8.4以降
111	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉施設等サービス継続支援事業費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①障害者支援施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、食料品等の購入費等に対して補助する。 ②食料品等の購入費等 ③積算根拠 No.111とNo.112とNo.113の合算 18千円×23,129名(定員) 事務費 14,168千円(会計年度任用職員に係る経費を含む) ※総事業費のうちその他(C)に記載した33千円は、労働保険料立替収入のため補助対象外。 ④県全域の障害福祉施設等	R8.2	R8.3
112	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉施設等サービス継続支援事業費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①障害者支援施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、食料品等の購入費等に対して補助する。 ②食料品等の購入費等 ③積算根拠 No.111とNo.112とNo.113の合算 18千円×23,129名(定員) 事務費 14,168千円(会計年度任用職員に係る経費を含む) ※総事業費のうちその他(C)に記載した33千円は、労働保険料立替収入のため補助対象外。 ④県全域の障害福祉施設等	R8.2	R8.3
113	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉施設等サービス継続支援事業費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費430,455千円 ①障害者支援施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、食料品等の購入費等に対して補助する。 ②食料品等の購入費等 ③積算根拠 No.111とNo.112とNo.113の合算 18千円×23,129名(定員) 事務費 14,168千円(会計年度任用職員に係る経費を含む) ※総事業費のうちその他(C)に記載した33千円は、労働保険料立替収入のため補助対象外。 ④県全域の障害福祉施設等	R8.2	R8.4以降
114	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①物価上昇の影響がある中でも、障害福祉サービス事業所・施設が、必要な障害福祉サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要な設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。 ②設備・備品の購入費用等 ③積算根拠 No.114とNo.115とNo.116の合算 入所・居住施設 6千円×18,503名(定員) 通所施設 200～400千円×3,098事業所 訪問・相談事業所 200～500千円×2,460事業所 事務費 25,436千円(会計年度任用職員に係る経費を含む) ※総事業費のうちその他(C)に記載した50千円は、労働保険料立替収入のため補助対象外。 ④県全域の障害福祉サービス事業所等	R8.2	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
115	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①物価上昇の影響がある中でも、障害福祉サービス事業所・施設が、必要な障害福祉サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要な設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。 ②設備・備品の購入費用等 ③積算根拠 No.114とNo.115とNo.116の合算 入所・居住施設 6千円×18,503名(定員) 通所施設 200～400千円×3,098事業所 訪問・相談事業所 200～500千円×2,460事業所 事務費 25,436千円(会計年度任用職員に係る経費を含む) ※総事業費のうちその他(C)に記載した50千円は、労働保険料立替収入のため補助対象外。 ④県全域の障害福祉サービス事業所等	R8.2	R8.3
116	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費1,958,843千円 ①物価上昇の影響がある中でも、障害福祉サービス事業所・施設が、必要な障害福祉サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要な設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。 ②設備・備品の購入費用等 ③積算根拠 No.114とNo.115とNo.116の合算 入所・居住施設 6千円×18,503名(定員) 通所施設 200～400千円×3,098事業所 訪問・相談事業所 200～500千円×2,460事業所 事務費 25,436千円(会計年度任用職員に係る経費を含む) ※総事業費のうちその他(C)に記載した50千円は、労働保険料立替収入のため補助対象外。 ④県全域の障害福祉サービス事業所等	R8.2	R8.4以降
117	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	清酒製造事業者緊急支援事業費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 酒造に必要な原料米の価格が高騰しているため、県内の酒蔵が購入する令和7年度産米について前年度からの価格高騰分に対し支援を行い、神奈川の地酒を生産する酒蔵の経営安定化を支援する。 ②経費内容 清酒を製造するために使用する令和7年産米の購入費用のうち、令和6年産米と比較した令和7年酒米の価格高騰分に相当する額に対する補助金(補助率1／2) ③積算根拠 No.117とNo.118とNo.119の合算 酒造組合を通じて購入する原料米3区分について 酒造好適米の1俵あたりのR7とR6の価格差10,120円×購入数量8,600俵＝87,032,000円 かけ米の1俵あたりのR7とR6の価格差16,210円×購入数量1,270俵＝20,586,700円 加工用米の1俵あたりのR7とR6の価格差12,800円×購入数量1,810俵＝23,168,000円 計130,786,700円 組合を通さず個別に購入する分を1割として考慮し、130,786,700円×1.1＝143,865,370円 ≒ 144,000千円 ④事業の対象 県内に主たる事務所を有し、かつ清酒製造免許を有する中小企業者	R8.2	R8.3
118	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	清酒製造事業者緊急支援事業費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 酒造に必要な原料米の価格が高騰しているため、県内の酒蔵が購入する令和7年度産米について前年度からの価格高騰分に対し支援を行い、神奈川の地酒を生産する酒蔵の経営安定化を支援する。 ②経費内容 清酒を製造するために使用する令和7年産米の購入費用のうち、令和6年産米と比較した令和7年酒米の価格高騰分に相当する額に対する補助金(補助率1／2) ③積算根拠 No.117とNo.118とNo.119の合算 酒造組合を通じて購入する原料米3区分について 酒造好適米の1俵あたりのR7とR6の価格差10,120円×購入数量8,600俵＝87,032,000円 かけ米の1俵あたりのR7とR6の価格差16,210円×購入数量1,270俵＝20,586,700円 加工用米の1俵あたりのR7とR6の価格差12,800円×購入数量1,810俵＝23,168,000円 計130,786,700円 組合を通さず個別に購入する分を1割として考慮し、130,786,700円×1.1＝143,865,370円 ≒ 144,000千円 ④事業の対象 県内に主たる事務所を有し、かつ清酒製造免許を有する中小企業者	R8.2	R8.3
119	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	清酒製造事業者緊急支援事業費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費71,998千円 ①目的 酒造に必要な原料米の価格が高騰しているため、県内の酒蔵が購入する令和7年度産米について前年度からの価格高騰分に対し支援を行い、神奈川の地酒を生産する酒蔵の経営安定化を支援する。 ②経費内容 清酒を製造するために使用する令和7年産米の購入費用のうち、令和6年産米と比較した令和7年酒米の価格高騰分に相当する額に対する補助金(補助率1／2) ③積算根拠 No.117とNo.118とNo.119の合算 酒造組合を通じて購入する原料米3区分について 酒造好適米の1俵あたりのR7とR6の価格差10,120円×購入数量8,600俵＝87,032,000円 かけ米の1俵あたりのR7とR6の価格差16,210円×購入数量1,270俵＝20,586,700円 加工用米の1俵あたりのR7とR6の価格差12,800円×購入数量1,810俵＝23,168,000円 計130,786,700円 組合を通さず個別に購入する分を1割として考慮し、130,786,700円×1.1＝143,865,370円 ≒ 144,000千円 ④事業の対象 県内に主たる事務所を有し、かつ清酒製造免許を有する中小企業者	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
120	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	神奈川県賃金アップ支援事業費(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①目的 県内中小企業等の賃上げを支えるため、最低賃金の引上げを待たずに、一定額以上の賃金の引上げを行う事業者を支援する。 (参考:主な事業スキーム) ・交付対象となる労働者 県内事業所に勤務する1時間当たりの賃金が1,499円以下の正規及び非正規雇用労働者 ・賃上げ額 標準コース:対象労働者の賃金を50円以上引上げ 推奨コース:対象労働者の賃金を100円以上引上げ ・交付額・交付上限額 標準コース:労働者一人当たり5万円(上限250万円) 推奨コース:労働者一人当たり10万円(上限500万円) ②経費内容 ■支援対象者へ交付する報償費(A) 2,000,000千円 ■交付に必要な事務費(B) 290,865千円 ③積算根拠 ■Aについて 標準コース:2,840件×平均申請額463千円＝1,314,920千円 推奨コース: 873件×平均申請額784千円＝ 684,432千円 ■Bについて 委託費(申請受付、一次審査等)170,000千円、会計年度任用職員報酬等(県最終審査等)66,665千円、その他諸経費54,200千円 ■C(57,323円)について 57,010円が一般財源、313円が労働保険料の立替収入 ④事業の対象 県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等	R8.3	R8.3
121	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	神奈川県賃金アップ支援事業費(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①目的 県内中小企業等の賃上げを支えるため、最低賃金の引上げを待たずに、一定額以上の賃金の引上げを行う事業者を支援する。 (参考:主な事業スキーム) ・交付対象となる労働者 県内事業所に勤務する1時間当たりの賃金が1,499円以下の正規及び非正規雇用労働者 ・賃上げ額 標準コース:対象労働者の賃金を50円以上引上げ 推奨コース:対象労働者の賃金を100円以上引上げ ・交付額・交付上限額 標準コース:労働者一人当たり5万円(上限250万円) 推奨コース:労働者一人当たり10万円(上限500万円) ②経費内容 ■支援対象者へ交付する報償費(A) 2,000,000千円 ■交付に必要な事務費(B) 290,865千円 ③積算根拠 ■Aについて 標準コース:2,840件×平均申請額463千円＝1,314,920千円 推奨コース: 873件×平均申請額784千円＝ 684,432千円 ■Bについて 委託費(申請受付、一次審査等)170,000千円、会計年度任用職員報酬等(県最終審査等)66,665千円、その他諸経費54,200千円 ■C(57,323円)について 57,010円が一般財源、313円が労働保険料の立替収入 ④事業の対象 県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等	R8.3	R8.3
122	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	神奈川県賃金アップ支援事業費(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費 2,290,865千円 ①目的 県内中小企業等の賃上げを支えるため、最低賃金の引上げを待たずに、一定額以上の賃金の引上げを行う事業者を支援する。 (参考:主な事業スキーム) ・交付対象となる労働者 県内事業所に勤務する1時間当たりの賃金が1,499円以下の正規及び非正規雇用労働者 ・賃上げ額 標準コース:対象労働者の賃金を50円以上引上げ 推奨コース:対象労働者の賃金を100円以上引上げ ・交付額・交付上限額 標準コース:労働者一人当たり5万円(上限250万円) 推奨コース:労働者一人当たり10万円(上限500万円) ②経費内容 ■支援対象者へ交付する報償費(A) 2,000,000千円 ■交付に必要な事務費(B) 290,865千円 ③積算根拠 ■Aについて 標準コース:2,840件×平均申請額463千円＝1,314,920千円 推奨コース: 873件×平均申請額784千円＝ 684,432千円 ■Bについて 委託費(申請受付、一次審査等)170,000千円、会計年度任用職員報酬等(県最終審査等)66,665千円、その他諸経費54,200千円 ■C(57,323円)について 57,010円が一般財源、313円が労働保険料の立替収入 ④事業の対象 県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等	R8.3	R8.4以降
123	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食等物価高騰対応費補助(国R6補正分)	全体事業費の内、R6補正分対象事業費1千円 ①栄養バランスや量を保った学校給食等を維持するため、県立特別支援学校の給食費及び寄宿舎食費の物価高騰分を補助する。 ②補助金 ③積算根拠 No.123とNo.124とNo.125の合算 1食当たりの給食費等×物価上昇率26.7%×調理場数×平均食数×4～3月給食回数 給食費93円×29調理場×133食×183回＝65,642,283円 寄宿舎食費101円×2調理場×10食×322回＝650,440円 65,642,283円+650,440円＝66,292,723円 ④県立特別支援学校の給食費及び寄宿舎食費の物価高騰分 ※教職員を除く	R8.2	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
124	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食等物価高騰対応費補助(国R7予備費分)	全体事業費の内、R7予備費分対象事業費1千円 ①栄養バランスや量を保った学校給食等を維持するため、県立特別支援学校の給食費及び寄宿舎食費の物価高騰分を補助する。 ②補助金 ③積算根拠 No.123とNo.124とNo.125の合算 1食当たりの給食費等×物価上昇率26.7%×調理場数×平均食数×4～3月給食回数 給食費93円×29調理場×133食×183回＝65,642,283円 寄宿舎食費101円×2調理場×10食×322回＝650,440円 65,642,283円+650,440円＝66,292,723円 ④県立特別支援学校の給食費及び寄宿舎食費の物価高騰分 ※教職員を除く	R8.2	R8.3
125	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食等物価高騰対応費補助(国R7補正分)	全体事業費の内、R7補正分対象事業費66,291千円 ①栄養バランスや量を保った学校給食等を維持するため、県立特別支援学校の給食費及び寄宿舎食費の物価高騰分を補助する。 ②補助金 ③積算根拠 No.123とNo.124とNo.125の合算 1食当たりの給食費等×物価上昇率26.7%×調理場数×平均食数×4～3月給食回数 給食費93円×29調理場×133食×183回＝65,642,283円 寄宿舎食費101円×2調理場×10食×322回＝650,440円 65,642,283円+650,440円＝66,292,723円 ④県立特別支援学校の給食費及び寄宿舎食費の物価高騰分 ※教職員を除く	R8.2	R8.4以降
126	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進(公共調達)	①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 (特別会計事業については、一般会計から特別会計へ繰り入れ、事業を実施する) ②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分(当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求める) ③価格転嫁分に相当する金額208,258千円役務(変更契約、その他)307件 ④物価高騰の影響を受ける指定管理者等	R8.1	R8.4以降